

農林水産品の典拠資料フォーマットの一部変更について
～8月1日(月)から～

平成23年7月25日
日本商工会議所

日インド協定の発効に合わせ、農林水産品の判定依頼に際して、判定依頼者が保存すべき資料(生産証明書、製造証明書、漁獲・養殖証明書、加工証明書)のフォーマットが一部修正されることとなりました。

つきましては、8月1日以降に判定依頼をされる場合には、以下のフォーマット(全協定共通)をご使用ください。

＜フォーマット(全協定共通)＞

- ・様式:農林産品に係る生産証明書
- ・様式:農林産加工品に係る製造証明書
- ・様式:漁獲・養殖証明書
- ・様式:加工証明書

以上

(様式：農林産品に係る生産証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は卸売り業者等） 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

記

1. 農 林 産 物 の 種 類 :

(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

2. H S 番 号 （ 6 桁ベース） :

3. 収 穫 地 （ 都 道 府 県 名 ） :

4. その他

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

(様式：農林産加工品に係る製造証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

記

1. 加工品名：

2. H S 番号（6桁ベース）：

3. 加工時期： 年 月

4. 原材料の輸入割合：

☐ (1) 全て日本産又は（E P A 締約国名）産の原材料を使用。

☐ (2) (1) 以外の輸入原材料を使用。

主な輸入原材料名及び原産国：

(注1) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。 ※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）

(注2) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている產品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

5. その他：

(様式：漁獲・養殖証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

漁獲・養殖証明書

氏名（漁業者又は漁業協同組合等） 印
連絡先（住所及び電話番号）

下記のとおり漁獲（生産）されたものであることを証明します。

記

1. 水産物の種類：

（注）魚等の種類を標準和名で記載してください。

2. 生産水域：☐ (1) 日本の領海内 ☐ (2) 日本の排他的経済水域
☐ (3) 公海（外国の領海及び排他的経済水域で生産した場合には、その国名を記載：
（ ））

（注）外国の領海及び排他的経済水域は公海に含めてください。なお、日本及びメキシコの領海内で生産された場合には、以下の4及び5の記載は不要です。

3. 生産方法：☐ (1) 養殖

（注1）輸入種苗を使用していない場合に限る。

（注2）注1に関わらず、シンガポール向けについては一定の条件を満たせば輸入種苗の使用が可能な場合がありますので、協定をよくご確認下さい。

- ☐ (2) 定置網漁業（大型定置、サケマス定置含む）
- ☐ (3) 底びき網漁業（遠洋、沖合、小型含む）
- ☐ (4) まき網漁業（大中型、中小型含む）
- ☐ (5) 延縄漁業（まぐろ延縄含む）
- ☐ (6) 棒受網漁業
- ☐ (7) 釣り漁業（かつお一本釣り、いか釣り含む）
- ☐ (8) その他（ ）漁業

(裏面)

4. 使用された漁船：

漁船名：【 】

漁業許可番号：【 】

漁船登録番号：【 】

(注) 複数の漁船で生産された場合には複数を一括して記載してください。

☐ (1) 上記漁船は以下①～③の全ての基準に適合している。

① 日本で漁船登録されている漁船

② 日本の法令を遵守している漁船

③ 日本人 (又は日本資本の会社) が所有している漁船

☐ (2) (1) 以外の場合

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則に合致していることを証明する証拠書類を提示する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

☐ (1) 船長等の幹部船員 (船舶職員) の全員及び75%以上の乗組員が日本人

☐ (2) (1) 以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則 (船舶の定義) に合致している。

(4. で記載された漁船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出下さい。)

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則 (船舶の定義) に合致していることを確認してください。

< 船 員 名 簿 >

(船名：)

1. 幹部船員 (船舶職員)：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他 (参考資料の添付等

(様式：加工証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

加工証明書

氏名（加工業者等）

印

連絡先（住所及び電話番号）

下記のとおり加工した水産製品であることを証明します。

記

1. 加工水産製品の名称：
2. 加工時期： 年 月（～ 年 月）
3. 使用原料：

（使用原料の名称： ）

☐ (1) 別途提示した漁獲・養殖証明書に記載された日本産水産製品のみを原料に使用。

☐ (2) (1) の日本産水産製品以外の水産製品についても原料に使用。

- 当該水産製品の原産国名：

（注１） 3 については、使用した原料ごとにご記入ください。

（注２） 加工水産製品の原料に漁獲・養殖証明書に記載した日本産水産製品以外の水産製品を使用している場合には、該当する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認できる書類（当該原料のインボイスの写し又は売買関係書類等の写し）を添付してください。

（注３） 特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている產品は、全ての使用原料（水産品以外のものも含む。）について、その旨を証明する必要があります。

(裏面)

(工船により洋上で水産製品を加工した場合には、以下の4及び5についても必要事項をご記入ください。)

4. 使用された工船：

工船名：【
漁業許可番号：【
漁船登録番号：【

☐ (1) 使用された工船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- ①日本で登録されている工船
②日本の法令を遵守している工船
③日本人（又は日本資本の会社）が所有している工船

☐ (2) (1) 以外の場合

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

☐ (1) 船長等の幹部船員（船舶職員）の全員及び75%以上の乗組員が日本人

☐ (2) (1) 以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致している。

(4. で記載された工船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出ください。)

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致していることを確認してください。

< 船 員 名 簿 >

(工船名：)

1. 幹部船員（船舶職員）：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

	氏 名	国籍		氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他（参考資料の添付等）